

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十八年四月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 林 幹雄

環境大臣 大塚 珠代

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 官報掲載番号
に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

- | | | |
|-----|-------------------------------|----------|
| 191 | ホスゲン | (1)-124 |
| 192 | シアン化ナトリウム | (1)-158 |
| 193 | トリメチル（オクタデシル）アンモニウムの塩 | (2)-184 |
| | | (9)-1971 |
| 194 | 1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサメチルジシロキサン | (2)-2956 |

- 195 [2-(ドデカノイルオキシ)エチル] (エチル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (2)-635
- 196 アリル=ヘキサノアート (2)-759
- 197 クロロジフルオロメタン (2)-93
- 198 *m*-クロロアニリン (3)-194
- 199 2-ベンジリデンオクタナール (3)-2657
- 200 ベンジル (ジメチル) (オクチル) アンモニウムの塩 (3)-2694
- 201 1, 3, 5-トリメチルベンゼン (3)-7
- (3)-3427
- 202 2-*tert*-ブチルフェノール (3)-503
- 203 ヒドロキノン (3)-543
- 204 1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル) エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル) エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-

- 2-ナフチル) エタノンの混合物を主成分 (80%以上) とする、3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1, 6-ジエンの反応生成物
- 205 オキサシクロヘキサデカン-2-オン (5)-1089
- 206 1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン (5)-1104
(5)-3880
- 207 3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール (5)-3560
- 208 5-ヘプチルオキソラン-2-オン (5)-67
(9)-137
- 209 クレオソート油 (9)-1735
- 210 ナトリウム = (アルキル (C = 12、分枝型) フェノキシ) ベンゼンスルホナート (又はナトリウム = (アルキル (C = 12、分枝型) (フェノキシ) ベンゼンスルホナート) (9)-1958
- 211 5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ) フェノール (別名トリクロサン) (9)-381
(9)-922

